

# 豊橋市バス運行対策費補助金交付要綱

## 目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 生活交通路線維持費補助金（第5条―第9条）
- 第3章 域内生活路線維持費補助金（第10条―第14条）
- 第4章 車両購入費補助金（第15条―第23条）
- 第5章 補助金の交付額等（第24条―第28条）
- 附則

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号）に定めるもののほか、バス運行対策費補助金について必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、愛知県バス運行対策費補助金交付要綱（以下「県補助金交付要綱」という。）第1条（同条第3号（へ）を除く。）の定めるところによる。

### （補助金の目的）

第3条 バス運行対策費補助金は、輸送人員の減少等により乗合バス事業の遂行が困難となっている現状にかんがみ、地域住民の生活上必要なバス路線の運行維持を図るための助成措置を講じ、もって地域住民の福祉の向上に資することを目的とする。

### （補助金の種類）

第4条 バス運行対策費補助金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1）生活交通路線維持費補助金
- （2）域内生活路線維持費補助金
- （3）車両購入費補助金

## 第2章 生活交通路線維持費補助金

### （補助対象路線）

第5条 生活交通路線維持費補助金（以下この章において「補助金」という。）の補助対象路線は、本市を経路とする生活交通路線であって、補助対象期間に当該生活交通路線の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該生活交通路線の補助対象経常費用に達していないも

のとする。

(補助対象事業者)

第6条 補助金の補助対象事業者は、愛知県バス対策協議会が定めた地域間幹線系統確保維持計画に運行予定者として記載されている乗合バス事業者とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象路線ごとに、次に掲げる額に本市内区間に係るキロ程を総キロ程で除した数を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 他の運行系統との競合区間に係るキロ程の合計が総キロ程の50パーセント以上の補助対象路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超えるもの（以下この号において「競合路線」という。）にあつては、補助対象経常費用の額と経常収益の額との差額（競合路線のうち平均乗車密度が5人未満のものにあつては、当該差額に1日あたりの輸送量を5で除した数（1未満の端数は切り捨てる。）を1日当たりの運行回数で除した数を乗じて得た額）（補助対象経常費用の20分の9に相当する額を限度とする。）に当該競合区間に係るキロ程を当該総キロ程で除した数を乗じて得た額
- (2) 経常収益が補助対象経常費用の20分の11に満たない補助対象路線にあつては、補助対象経常費用の20分の11に相当する額と経常収益の額との差額

2 前項に規定するもののほか、予算の範囲内において、次に掲げる額に本市内区間に係るキロ程を総キロ程で除した数を乗じて得た額の合計額を加算することができる。

- (1) 県補助金交付要綱第4条及び第5条の規定により算出された生活交通路線維持費補助金の補助対象経費の2分の1に相当する額から、県補助金交付要綱第8条及び第9条の規定により額の確定を受けた生活交通路線維持費補助金の額を控除した額
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下「国庫補助金交付要綱」という。）第6条第2号の規定により算出された地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助対象経費の2分の1に相当する額から、国庫補助金交付要綱第4条第2項及び第12条第1項の規定により額の確定を受けた地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の額を控除した額
- (3) 地域キロ当たり標準経常費用により算出された補助対象経常費用の額と経常収益の額との差額より、乗合バス事業者キロ当たり経常費用により算出された経常費用（以下「事業者経常費用」という。）の額と経常収益の額との差額が大きい場合の、その差額に相当する額。ただし、経常費用の額と経常収益の額との差額の算出に使用する経常収益は、それぞれの経常費用の20分の9に相当する額を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする乗合バス事業者は、生活交通路線維持費補助金交付申請書（様式第1）に愛知県知事に提出した書類の写しを添えて、市長が定める期日までに申

請しなければならない。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、生活交通路線維持費補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第2)により、当該申請をした乗合バス事業者に通知するものとする。

### 第3章 域内生活路線維持費補助金

(補助対象路線)

第10条 域内生活路線維持費補助金(以下この章において「補助金」という。)の補助対象路線は、域内生活路線(次に掲げるすべての要件を満たすバス路線をいう。以下同じ。)のうち市長が認めるものであって、補助対象期間に当該域内生活路線の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該域内生活路線の事業者経常費用に達していないものとする。ただし、神野ふ頭線については、本項の規定に関わらず、補助対象路線とすることができる。

- (1) 本市内のみにおいて運行するものであること。
- (2) 割引前の路線収入による平均乗車密度(「割引前の路線収入による平均乗車密度」とは、年1回以上の実態調査結果により算出される運送収入から、定期収入などの各種乗車割引前の運送収入を算出し、そこから得られる平均乗車密度のことをいう。以下この章において「割引前平均乗車密度」という。)が2人以上15人以下であること。
- (3) 1日当たりの運行回数が原則として15回以下であること。

(補助対象事業者)

第11条 補助金の補助対象事業者は、乗合バス事業者であって、最も少ない補助金で域内生活路線を運行するものとして市長が認めるものとする。

(補助金の額)

第12条 補助金の額は、補助対象路線ごとに、事業者経常費用と経常収益(国庫補助金交付要綱第18条の規定により準用する国庫補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき、国庫補助金の交付決定及び額の確定を通知された補助対象路線にあっては、経常収益に当該補助対象路線に係る交付決定額を加算した額)との差額とする。ただし、事業者経常費用の20分の9に相当する額を限度とする。

- 2 前項の場合において、神野ふ頭線を除き、割引前平均乗車密度が2人未満の補助対象期間が2期間以上連続した補助対象路線については、当該連続した補助対象期間のうち3期間目以降の補助対象期間における事業者経常費用と経常収益の差額は、補助金の額としない。

(補助金の交付の申請)

第13条 補助金の交付を受けようとする乗合バス事業者は、域内生活路線維持費補助金交付申請書(様式第3)により、次に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに申請しなければならない。ただし、第1号に掲げる書類について、本要綱の他の補助金の交付申請において既に添付している場合は、省略することができる。

- (1) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)第2条第2項の営業報告書(以下「営業報告書」という。)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類。
- (2) 補助対象期間に係る県補助金要綱第7条第1項第2号に規定する運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る。)

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、域内生活路線維持費補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第4)により、当該申請をした乗合バス事業者に通知するものとする。

#### 第4章 車両購入費補助金

(補助対象車両)

第15条 車両購入費補助金(以下この章において「補助金」という。)の補助対象車両は、主として域内生活路線の運行の用に供する車両とし、車両の種別は低床型車両とし、地上から車両の床面までの地上高が65センチメートル以下の車両であって、ノンステップ型車両(原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付国自技第49号)に基づく認定を受けた車両に限る。ただし、当該車両以外の車両購入をしようとする場合に、事前に市長にその理由を記載した書類を提出し、承認を受けた場合はこの限りではない。)又はワンステップ型スロープ若しくはリフト付き車両とする。

(補助対象事業者)

第16条 補助金の補助対象事業者は、第11条の要件に該当する乗合バス事業者とする。

(補助金の額)

第17条 補助金の額は、補助対象車両費(車両本体及び域内生活路線の運行に必要な付属品の価格の合計)に相当する額とする。ただし、1両につき次に掲げる額のいずれか少ない額を限度とする。

- (1) 725万円(消費税を除く。)
- (2) 実費購入費(消費税を除く)から備忘価額として1円を控除した額

(補助金の交付の申請)

第18条 補助金の交付を受けようとする乗合バス事業者は、車両購入費補助金交付申請書(様式第5)に補助対象期間に係る営業報告書を添えて、市長が定める期日までに申請しなければならない。ただし、域内生活路線維持費補助金の交付の申請を行っている場合は、本条の添付書類を省略することができる。

(補助金の交付の決定)

第19条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、これを正当と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、車両購入費補助金交付決定通知書(様式第6)により、当該申請をした乗合バス事業者に通知するものとする。

(補助事業の変更の承認)

第20条 補助金の交付の決定を受けた乗合バス事業者(以下「交付決定事業者」という。)は、補助金の変更を生じる場合は、遅滞なく変更内容及び変更理由を記載した補助事業変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の完了期限)

第21条 交付決定事業者は、補助金の交付決定を受けた年度の1月31日までに補助対象車両の購入を完了しなければならない。

(実績報告)

第22条 交付決定事業者は、補助対象車両の購入を完了した場合は、その完了後20日以内(当該車両購入が第18条の規定により補助金の交付申請をする日の20日以前に終了している場合は、当該申請と同時)に車両購入費補助金実績報告書(様式第7)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第23条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、これを正当と認めるときは、補助金の額の確定を行い、車両購入費補助金の額の確定通知書(様式第8)により、当該交付決定事業者に通知するものとする。

## 第5章 補助金の交付額等

(補助金の交付額)

第24条 バス運行対策費補助金の交付額は、予算の範囲内において、第7条、第12条及び第17条の規定により算定された額の合計額とする。

(暴力団等の排除)

第25条 第6条、第11条及び第16条の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定をしないことができる。

- (1) 豊橋市暴力団排除条例（平成23年豊橋市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (2) 豊橋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）
- (4) 暴力団、暴力団員又は暴力団員等をその構成員に含む法人その他の団体

(交付決定の取消し)

第26条 市長は、補助事業者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の経理等)

第27条 バス運行対策費補助金の交付を受けた乗合バス事業者は、当該補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 乗合バス事業者は、前項の帳簿及びバス運行対策費補助金の経理に係る証拠書類を当該補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(雑則)

第28条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成14年1月4日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成13年4月1日以降の乗合バスの運行に係る補助金について適用し、同日前の乗合バスの運行に係る補助金については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成14年10月23日から施行し、平成14年度分の補助金から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成15年6月10日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成15年11月11日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成17年1月12日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成17年10月31日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成19年6月4日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成24年9月24日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成27年9月30日から施行し、平成27年度分の補助金から適用する。

附則

- 1 この要綱の改正は、令和3年3月1日から施行する。
- 2 令和2年度分の補助金においては、第10条(2)のうち、「2人以上15人以下であること。」は、「15人以下であること。」と読み替え、第12条第2項については適用しないものとする。

附則

- 1 この要綱の改正は、令和4年3月1日から施行する。
- 2 令和3年度分の補助金においては、第10条(2)のうち、「2人以上15人以下であること。」は、「15人以下であること。」と読み替え、第12条第2項については適用しないものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和4年5月20日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。